



第 3号様式（第 4条関係）

行政文書一部公開決定通知書

3 観名保第 113 号
令和 3 年 9 月 16 日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成30年12月10日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	■2018年7月27日～12月10日に、名古屋城天守閣整備事業の件で名古屋市職員が文化庁を訪れた際の		
	1 持参資料として		
	(1) 市長文化庁訪問＜平成30年8月3日（金）＞ぶら下がりメモ		
	(2) 持参資料（石垣保存の基本的な考え方と天守台石垣の保存方針(案)について）		
	(3)新聞一式		
	2 復命書、支出命令書として		
	(4) 復命書（平成30年8月3日（金）分）		
	(5) 復命書（平成30年9月10日（月）分）		
	(6) 復命書（平成30年9月25日（火）分）		
	(7) 支出命令書（平成30年8月3日（金）分）		
行政文書の公開の日時及び場所	日 時	令和3年9月16日 以降	午前 時 午後
	場 所	市民情報センター（市役所西庁舎1階）	
	行政文書の公開の方法		
	1 閲覧	② 写しの交付	3 視聴

行政文書の 一部を公開 しない理由	別紙
備 考	<決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2488

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して 6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

別紙

番号	非公開情報	行政文書の一部を公開しない理由
1	文化庁との打合せ内容 文書(4)①～⑦、 文書(5)①～⑤、 文書(6)①～⑧、 文書(10)①～⑦、 文書(12)、 文書(13)①～⑧	名古屋市情報公開条例第7条第1項第4号該当 左記非公開情報は、名古屋城天守閣木造復元事業に関し、文化庁職員と本市職員の間で交わされた今後の事業の進め方や有識者等への言及、文化庁職員の個人的な見解等、文化庁職員と本市職員の中間的な議論・検討、未成熟な意見に係る情報が記載されている。また、文化庁と名古屋市との打合せは、非公開で行われ、非公開であることを前提とした率直な意見交換が実施されている。 当該情報について公開されることが前提となると、当該議論・検討の意見交換に加わる者が、いわれなき非難を避けようとしたり、各々の立場等に拘束されたりすることで、多様かつ自由な意見が現れなくなり、円滑な議論・検討が損なわれるおそれがある。 したがって、当該情報は、市及び国の相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、市及び国の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、非公開とする。
2	文化庁との打合せ内容 文書(4)①～⑦、 文書(5)①～⑤、 文書(6)①～⑧、 文書(10)①～⑦、 文書(12)、 文書(13)①～⑧	名古屋市情報公開条例第7条第1項第4号該当 左記非公開情報は、名古屋城天守閣木造復元事業に関し、文化庁職員と本市職員の間で交わされた今後の事業の進め方や有識者等への言及、文化庁職員の個人的な見解等、文化庁職員と本市職員の中間的な議論・検討、未成熟な意見に係る情報が記載されている。また、文化庁と名古屋市との打合せは、非公開で行われ、非公開であることを前提とした率直な意見交換が実施されている。 名古屋市による意思決定においては、文化庁との率直な意見の交換が必要であるところ、当該情報が公開された場合、外部からの干渉、圧力等を受けることにより、適切な意思決定ができなくなるおそれがある。 したがって、当該情報は、市及び国の相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、非公開とする。
3	石垣保存の基本的な考え方と天守台石垣の保存方針	名古屋市情報公開条例第7条第1項第4号該当 左記非公開情報は、石垣保存の基本的な考え方と天守台石垣の保存方針についての市の機関内部における審議、検討又は協議に関する情報が記載されており、これらの事項はいまだ検討途上で

	文書(2)	あり、現時点では中間的な検討段階にとどまるものである。 当該情報が公開されると、現時点では未確定の段階の情報が、市民の間で認知されることで、意思決定されていない未確定な情報が、確定したものとして誤解されるおそれがある。 したがって、当該情報は、市の機関内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、非公開とする。
4	石垣保存の基本的な考え方と天守台石垣の保存方針 文書(2)	名古屋市情報公開条例第7条第1項第5号該当 左記非公開情報は、石垣保存の基本的な考え方と天守台石垣の保存方針についての市の機関内部における審議、検討又は協議に関する情報が記載されており、これらの事項はいまだ検討途上であり、現時点では中間的な検討段階にとどまるものである。 有識者から了解を得られていない、名古屋市の「石垣保存の基本的な考え方」等を公表すると、未確定な内容が流布され、あたかも名古屋市がその内容の既成事実化を図っていると有識者に誤解される可能性があり、名古屋市と有識者との間の信頼関係が損なわれ、その後の石垣保存に関する有識者の円滑な協議・打合せ等が困難となり、名古屋市の石垣保存の事務に支障が及び、ひいては本件事業の実現そのものに支障が生じるおそれがある。 したがって、当該情報は、市が行う事業に関する情報であって、公にすることにより、事業の性質上、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、非公開とする。
5	文化庁との打合せ内容 文書(4)①～⑦、 文書(5)①～⑤、 文書(6)①～⑧、 文書(10)①～⑦、 文書(12)、 文書(13)①～⑧	名古屋市情報公開条例第7条第1項第5号該当 左記非公開情報は、名古屋城天守閣木造復元事業に関し、文化庁職員と本市職員の間で交わされた今後の事業の進め方や有識者等への言及、文化庁職員の個人的な見解等、文化庁職員と本市職員の間での議論・検討、未成熟な意見に係る情報が記載されている。また、文化庁と名古屋市との打合せは、非公開で行われ、非公開であることを前提とした率直な意見交換が実施されている。 当該情報が公開されると、市民等から名古屋市や文化庁等に問合せ・苦情等が寄せられ、その対応や、対応をめぐっての調整等に追われるとともに、非公開であることを前提とした場での率直な意見交換の内容を公開することで名古屋市と文化庁等との間の信頼関係が損なわれ、事業の円滑な進行・調整が阻害される結果、本件事業の実現そのものに支障が生じるおそれがある。 したがって、当該情報は、市が行う事業に関する情報であって、公にすることにより、事業の性質上、当該事業の適正な遂行に支

		障を及ぼすおそれがあるため、非公開とする。
5	職員の号給 文書(7)～(9)	名古屋市情報公開条例第7条第1項第1号該当 左記非公開情報は、名古屋市職員の給与決定に関する情報（号給）が記載されている。 当該情報が公開されると、当該職員の給与を推知することが可能となり、個人のプライバシー権が侵害されることになる。 したがって、当該情報は、個人の所得に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないと認められる情報であるため、非公開とする。

石垣保存の基本的な考え方と天守台石垣の保存方針（案）について

1 石垣保存の基本的な考え方

[Redacted text block]

2 天守台石垣保存に関する基本的な考え方

[Redacted text block]

(1) [Redacted text block]

(2) [Redacted text block]

(3) [Redacted text block]

3 天守台石垣保存方針

- (1) [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
- (2) [Redacted]
[Redacted]
- (3) [Redacted]
- (4) [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

4 城内石垣全体の保存に向けて

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

5 天守閣木造復元事業との関係

- [Redacted]
[Redacted]
- (1) [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
 - (2) [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
 - (3) [Redacted]
[Redacted]

(4)

局長	所長	管 理 課	整 備 室
		 	  

平成 30 年 8 月 6 日

復 命 書

名古屋市長 河村たかし 様

名古屋城総合事務所
所 長 西野輝一

下記のとおり出張しましたので、報告いたします。

記

- 1 日 時 平成 30 年 8 月 3 日 (金)
- 2 用 務 文化庁次長との面談における市長随行
- 3 出張先 文部科学省 文化庁 (東京都千代田区霞が関 3-2-2)
- 4 面会者 文化庁次長 中岡 司
- 5 内 容 別紙のとおり

市長文化庁訪問＜平成 30 年 8 月 3 日(金)＞面談記録

●面談記録（文化庁次長、調査官（2人））

- ・文化庁からは石垣部会の了解をとるように言われている。^①石垣部会が言っているのは、^②天守台北面の孕み出しが危ないので、
^③積み直しはしない方がいいと認識していた。しかし、505億円の予算の中には45億円の石垣修復が含まれている。今のところ積み替えるかどうかは、さらに調査を進めて検討するとしている
- ・時期の問題はある。天守の荷重は石垣にはかけない。石垣をやってから天守では時間がかかり過ぎる。石垣の計画を見直して1か月ぐらいで石垣部会の先生に説明する。名古屋市民の熱い期待がある。郷土愛がある。
^④
- ・現天守閣の耐震性が極めて低い。5大都市の建築物で最も低い。この下で石垣調査を行っているが、労働安全衛生法上、刑事的な問題になりかねない。延々と調査を行うのは危ない。議会からも2022年竣工で了解されており、スケジュールを守る。名古屋城は復元のフロントランナー。
^⑤先輩が残してくれた豊富な資料で本物の天守を今後1000年つないでいく。これは、任務だと思っている。
- ・バリアフリーについても様々技術があり、企業からも協力すると言われている。万里の長城やコロッセオにエレベーターがついているが、本質的なところには付けていない。
^⑥
- ・石垣部会の理解という大西課長との約束はまもる。是非10月の審議会を通して欲しい。
- ・学芸員の体制が弱かったのは確か。学芸員を増員し、調査研究センターを整備して行く。

⑦(文化庁次長)

石垣部会の理解を得ることが大切。今までも技術的助言を行ってきた。これからも続けていく。

以 上

活用			
局長	所長	管理課長	保存整備室
			(室長)(課長)(係長)    (係) (矢形)   

平成30年9月11日

復 命 書

名古屋市長 河村たかし 様

観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室

主幹(天守閣整備)

蜂矢 祐介 

主幹(名古屋城の文化財調査・研究)

片岡 進矢 

主査(調査研究センター開設準備等担当)

栗本 規子 

下記のとおり出張しましたので、報告いたします。

記

1 日 時 平成30年9月10日(月) 16:30~17:50

2 用 務 名古屋城天守閣整備に係る打合せ

3 出張先 文化庁記念物課(東京都千代田区)

4 対応者 文化庁記念物課

主任文化財調査官 平澤 毅氏

主任文化財調査官 山下 信一郎氏

(5)

5 内 容

(1) 石垣部会 WG の概要報告

- ① [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]

(2) 復元検討委員会や文化審議会の日程は

- ② [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]

- ③ (3) [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]

- ④ (4) [Redacted]
- [Redacted]

- ⑤ (5) [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]

局長	所長	管理活用課	保存整備室
		(課長)(係長)  	(室長)(係長)(石本)(栗本)       

平成 30 年 9 月 26 日

復 命 書

名古屋市長 河村たかし 様

名古屋城総合事務所
所 長 西野輝一

下記のとおり出張しましたので、報告いたします。

記

- 1 日 時 平成 30 年 9 月 25 日 (火)
- 2 用 務 文化庁との打ち合わせ
- 3 出張先 文部科学省 文化庁 (東京都千代田区霞が関 3-2-2)
- 4 面会者 文化庁記念物課 山下主任調査官
平澤主任調査官
- 5 内 容 別紙のとおり

(6)

文化庁訪問＜平成30年9月25日（火）面談記録＞

訪問者 近藤生涯学習部長 片岡文化財保護室長
西野名古屋城総合事務所長

対応者 文化庁記念物課 山下主任調査官 平澤主任調査官

●文化庁の考え

- ① [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

●文化審議会の日程

- ② [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

●基本計画書の提出

- ③ [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

- ④ ● [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

●名古屋市幹部職員の訪問

- ⑤ [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

●その他

⑥ . [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

⑦ . [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

⑧ . [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

(7)

支出命令書

歳 出

平成30年度	支出命令番号 0033601 内訳番号 01	
主管 081101 観光文化交流局 名古屋城総合事務所 (080001)		
予算種別 1 現年予算 科目コード 5016-012-090101	支出命令年月日 平成30年 8月 6日	
会計 07 名古屋城天守閣特別会計	支出負担行為年月日	
款 01 名古屋城天守閣事業費	当初 平成30年 8月 2日	
項 01 事業費	変更 平成 年 月 日	
目 01 事業費		
大事業 06 事業費		
中事業 01 事業費		
小事業 04 事務費等		
節 09 旅費		
細節 01 旅費 その他		
細々節 01 旅費 その他		
支出命令額		¥ 25,380 *
前渡金受領者 508110101 整理番号		
職氏名 前渡金受領者 観光文化交流局 名古屋城総合事務所管理活用課長 山本道子		
件名 08/03 (文化庁) 名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区 @25,380×1名		
支払先口座		
口座種別	口座番号	
口座名義人		
支出区分 6 確定前渡払	支払方法 1 口座振替	
支出予定番号	支払期限 (期日) 平成30年 8月22日 *	
確 認 印	上記の金額を領収しました。 平成 年 月 日	
	職	
	氏名	
	名古屋市 (区) 会計管理者様	

執行機関	支出命令	命令主管	事業主管
	総務課	総務課	所長 課長 管理課 課長 係長 係長 係長
出納機関	会計管理者	会 計 室 (区総務課)	支払年月日 30. 8. 22 名古屋会計管理室
			

備考 1 科目が複数の場合は、内訳書を添付すること。

2 集合決裁書 (第44号様式) を添付した場合には、支出命令・命令
主管・会計管理者・会計室 (区総務課) 欄の押印を要しない。



D23

旅費計算書A (資金交付用)

職氏名 名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所 所長 西野 輝一						区分 確定	
行政職給料表 級 号給 (行政職給料表 級相当)							
月	日	曜	発着地及び経過地		鉄道賃(A)	船車賃(B)	航空賃(C)
8	3	金	名古屋 → 東京都区内		22,580 円	円	円
8	3	金	東京都区内 → 名古屋				
			→				
			→				
			→				
日 当(D) 2,800 × 1 日 = 2,800					宿泊料(E) × 泊 = 円 × 泊 = × 泊 = × 泊 =		
旅行命令(依頼) 平成 30 年 8 月 2 日			旅行期間 0 泊 1 日		合 計(A+B+C+D+E) 円 25,380		
用務及び 用 務 先		名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区(文化庁)					
概算払額(F) 円			精算額(G) 円			過不足額(G-F) 円	
支払額(返納額) 25,380 円			特記事項 新幹線利用(繁忙期)				

(記入上の注意)

- 1 用務先には、用務地まで明記する。
- 2 精算戻入するときは、金額頭部に△を付して支払額欄に記載する。
- 3 旅行依頼の場合にあっては、職名に代えて旅行者の住所を記載する。

※ 本書は、支出命令書又は戻入通知書に添付して下さい。

(8)

支出命令書

歳 出

平成30年度		支出命令番号 0047301 内訳番号 01	
主管 081101 観光文化交流局 名古屋城総合事務所		(080001)	
予算種別 1 現年予算 科目コード 5016-012-090101 会計 07 名古屋城天守閣特別会計 款 01 名古屋城天守閣事業費 項 01 事業費 目 01 事業費 大事業 06 事業費 中事業 01 事業費 小事業 04 事務費等 節 09 旅費 細節 01 旅費 その他 細々節 01 旅費 その他		支出命令年月日 平成30年 9月27日 支出負担行為年月日 当初 平成30年 9月 7日 変更 平成 年 月 日	
支出命令額		¥ 7 3, 1 4 0 *	
前渡金受領者 508110101 整理番号			
職氏名 前渡金受領者 観光文化交流局 名古屋城総合事務所管理活用課長 山本道子			
件名 09/10 (文化庁) 名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区 @24, 480×2名 @24, 180×1名			
支払先口座 口座種別 口座番号 口座名義人			
支出区分 6 確定前渡払		支払方法 1 口座振替	
支出予定番号		支払期限 (期日) 平成30年10月17日 *	
確 認 印	上記の金額を領収しました。 平成 年 月 日		
	職 氏名 名古屋市 (区) 会計管理者様		
執行機関	支出命令 総務課長 総務課 命令主管 所長 管理活用課 室長 保存整備室		事業主管 主幹 主査
出納機関	会計管理者 会計室 (区総務課)		30.10.17 名古屋市会計管理室

備考1 科目が複数の場合は、内訳書を添付すること。

2 集合決裁書(第44号様式)を添付した場合には、支出命令・命令主管・会計管理者・会計室(区総務課)欄の押印を要しない。

D23



旅費計算書A (資金交付用)

職氏名 名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所 保存整備室 主幹 片岡 進矢						区分 確定	
行政職給料表		級	号給	(行政職給料表 級相当)			
月	日	曜	発着地及び経過地		鉄道賃(A)	船車賃(B)	航空賃(C)
9	10	月	名古屋 → 東京都区内		21,780 円	円	円
9	10	月	東京都区内 → 名古屋				
			→				
			→				
			→				
日 当(D)			宿泊料(E)		×	泊 =	円
2,700 × 1 日 = 2,700					×	泊 =	
×					×	泊 =	
×					×	泊 =	
旅行命令 (依頼)			旅行期間		合 計(A+B+C+D+E) 円		
平成 30 年 9 月 7 日			0 泊 1 日		24,480 ✓		
用務及び 用 務 先		名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区 (文化庁)					
概算払額(F)		円	精算額(G)		円	過不足額(G-F)	
支払額 (返納額)		円	特記事項 新幹線利用 (閑散期)				
24,480							

(記入上の注意)

- 1 用務先には、用務地まで明記する。
- 2 精算戻入するときは、金額頭部に△を付して支払額欄に記載する。
- 3 旅行依頼の場合にあっては、職名に代えて旅行者の住所を記載する。

※ 本書は、支出命令書又は戻入通知書に添付して下さい。

(8)

旅費計算書A (資金交付用)

職氏名 名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所 保存整備室 主幹 蜂矢 祐介						区分 確定	
行政職給料表						級	号給 (行政職給料表 級相当)
月	日	曜	発着地及び経過地		鉄道賃(A)	船車賃(B)	航空賃(C)
9	10	月	名古屋	→ 東京都区内	21,780 円	円	円
9	10	月	東京都区内	→ 名古屋			
				→			
				→			
				→			
日 当(D) 2,700 × 1 日 = 2,700				宿泊料(E) × 泊 = 円 × 泊 = × 泊 = × 泊 =			
旅行命令(依頼) 平成 30 年 9 月 7 日			旅行期間 0 泊 1 日		合 計(A+B+C+D+E) 円 24,480		
用務及び 用 務 先		名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区(文化庁)					
概算払額(F) 円			精算額(G) 円			過不足額(G-F) 円	
支払額(返納額) 円 24,480			特記事項 新幹線利用(閑散期)				

(記入上の注意)

- 1 用務先には、用務地まで明記する。
- 2 精算戻入するときは、金額頭部に△を付して支払額欄に記載する。
- 3 旅行依頼の場合にあっては、職名に代えて旅行者の住所を記載する。

※ 本書は、支出命令書又は戻入通知書に添付して下さい。

旅費計算書A (資金交付用)

職氏名 名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所 保存整備室 主査 栗本 規子						区分 確定	
行政職給料表						級	号給 (行政職給料表 級相当)
月	日	曜	発着地及び経過地		鉄道賃(A)	船車賃(B)	航空賃(C)
9	10	月	名古屋 → 東京都区内		21,780 円	円	円
9	10	月	東京都区内 → 名古屋				
			→				
			→				
			→				
日当(D) 2,400 × 1 日 = 2,400					宿泊料(E) × × × ×	泊= 泊= 泊= 泊=	円
旅行命令(依頼) 平成 30 年 9 月 7 日			旅行期間 0 泊 1 日		合計(A+B+C+D+E) 円 24,180		
用務及び 用務先		名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区(文化庁)					
概算払額(F) 円			精算額(G) 円		過不足額(G-F) 円		
支払額(返納額) 円 24,180			特記事項 新幹線利用(閑散期)				

(記入上の注意)

- 1 用務先には、用務地まで明記する。
- 2 精算戻入するときは、金額頭部に△を付して支払額欄に記載する。
- 3 旅行依頼の場合にあっては、職名に代えて旅行者の住所を記載する。

※ 本書は、支出命令書又は戻入通知書に添付して下さい。

(9)

支出命令書

歳 出

平成30年度	支出命令番号 0047001 内訳番号 01	
主管 081101 観光文化交流局 名古屋城総合事務所	(080001)	
予算種別 1 現年予算 科目コード 5016-012-090101 会計 07 名古屋城天守閣特別会計 款 01 名古屋城天守閣事業費 項 01 事業費 目 01 事業費 大事業 06 事業費 中事業 01 事業費 小事業 04 事務費等 節 09 旅費 細節 01 旅費 その他 細々節 01 旅費 その他	支出命令年月日 平成30年 9月27日	支出負担行為年月日 当初 平成30年 9月21日 変更 平成 年 月 日
支出命令額	¥ 7 3 , 6 4 0 *	
前渡金受領者 508110101	整理番号	
職氏名 前渡金受領者 観光文化交流局 名古屋城総合事務所管理活用課長 山本道子		
件名 09/25 (文化庁) 名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区 @24, 580×2名 @24, 480×1名		
支払先口座 口座種別 口座番号 口座名義人		
支出区分 6 確定前渡払 支出予定番号	支払方法 1 口座振替 支払期限 (期日) 平成30年10月17日 *	
確 認 印	上記の金額を領収しました。 平成 年 月 日 職 氏名 名古屋市 (区) 会計管理者様	

執行機関	支出命令	命令主管	事業主管
	総務課長	総務課	所長 課長 管理御課 室長 件係整備室
出納機関	会計管理者	会 計 室 (区総務課)	30.10.17 名古屋市会計管理室

備考1 科目が複数の場合は、内訳書を添付すること。

備考2 集合決裁書(第44号様式)を添付した場合には、支出命令・命令主管・会計管理者・会計室(区総務課)欄の押印を要しない。

D23



旅費計算書A (資金交付用)

職 氏 名 名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所 所長 西野 輝一						区 分 確 定	
行政職給料表						級	号給 (行政職給料表 級相当)
月	日	曜	発着地及び経過地		鉄道賃(A)	船車賃(B)	航空賃(C)
9	25	月	名古屋	→ 東京都区内	21,780 円	円	円
9	25	月	東京都区内	→ 名古屋			
				→			
				→			
				→			
日 当(D) 2,800 × 1 日 = 2,800				宿泊料(E)	×	泊 =	円
					×	泊 =	
					×	泊 =	
					×	泊 =	
旅行命令 (依頼)		旅行期間		合 計(A+B+C+D+E)円			
平成 30 年 9 月 21 日		0 泊 1 日		24,580			
用務及び 用 務 先	名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区 (文化庁)						
概算払額(F)		円		精算額(G)		円 過不足額(G-F) 円	
支払額 (返納額)		円		特記事項 新幹線利用 (閑散期)			
24,580							

(記入上の注意)

- 1 用務先には、用務地まで明記する。
- 2 精算戻入するときは、金額頭部に△を付して支払額欄に記載する。
- 3 旅行依頼の場合にあっては、職名に代えて旅行者の住所を記載する。

※ 本書は、支出命令書又は戻入通知書に添付して下さい。

(9)

旅費計算書A (資金交付用)

職氏名 教育委員会生涯学習部 部長 近藤 世津子						区分 確定		
行政職給料表						級	号給 (行政職給料表 級相当)	
月	日	曜	発着地及び経過地			鉄道賃(A)	船車賃(B)	航空賃(C)
9	25	月	名古屋 → 東京都区内			21,780 円	円	円
9	25	月	東京都区内 → 名古屋					
			→					
			→					
			→					
日 当(D)			宿泊料(E)			×	泊 =	円
2,800 ×			1 日 =			×	泊 =	
×			日 =			×	泊 =	
×			日 =			×	泊 =	
旅行命令 (依頼)			旅行期間			合 計 (A+B+C+D+E) 円		
平成 30 年 9 月 21 日			0 泊 1 日			24,580		
用務及び 用 務 先		名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区 (文化庁)						
概算払額(F)			精算額(G)			過不足額(G-F)		
支払額 (返納額)			特記事項 新幹線利用 (閑散期)					
24,580								

(記入上の注意)

- 1 用務先には、用務地まで明記する。
- 2 精算戻入するときは、金額頭部に△を付して支払額欄に記載する。
- 3 旅行依頼の場合にあっては、職名に代えて旅行者の住所を記載する。

※ 本書は、支出命令書又は戻入通知書に添付して下さい。

旅費計算書A (資金交付用)

職氏名 教育委員会生涯学習部文化財保護室 室長 片岡 進矢						区分 確定	
行政職給料表						級 号給 (行政職給料表 級相当)	
月	日	曜	発着地及び経過地		鉄道賃(A)	船車賃(B)	航空賃(C)
9	25	月	名古屋 → 東京都区内		21,780 円	円	円
9	25	月	東京都区内 → 名古屋				
			→				
			→				
			→				
日 当(D)			宿泊料(E)		×	泊 =	円
2,700 ×			1 日 =		×	泊 =	
×			日 =		×	泊 =	
×			日 =		×	泊 =	
旅行命令(依頼)			旅行期間		合 計(A+B+C+D+E)円		
平成 30 年 9 月 21 日			0 泊 1 日		24,480		
用務及び 用 務 先		名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区(文化庁)					
概算払額(F)			精算額(G)		過不足額(G-F)		
円			円		円		
支払額(返納額)			特記事項 新幹線利用(閑散期)				
円							
24,480							

(記入上の注意)

- 1 用務先には、用務地まで明記する。
- 2 精算戻入するときは、金額頭部に△を付して支払額欄に記載する。
- 3 旅行依頼の場合にあっては、職名に代えて旅行者の住所を記載する。

※ 本書は、支出命令書又は戻入通知書に添付して下さい。

市長文化庁訪問＜平成 30 年 8 月 3 日(金)＞面談記録

●面談記録（文化庁次長、調査官（2 人））

- ・文化庁からは石垣部会の了解をとるように言われている。石垣部会が言っているのは、^②天守台北面の孕み出しが危ないので、^① [REDACTED]。私も [REDACTED] 積み直しはしない方がいいと認識していた。しかし、505 億円の予算の中には45 億円の石垣修復が含まれている。今のところ積み替えるかどうかは、さらに調査を進めて検討するとしている^③ [REDACTED] [REDACTED]
- ・時期の問題はある。天守の荷重は石垣にはかけない。石垣をやってから天守では時間がかかり過ぎる。石垣の計画を見直して1 か月ぐらいで石垣部会の先生に説明する。名古屋市民の熱い期待がある。郷土愛がある。^④ [REDACTED] [REDACTED]
- ・現天守閣の耐震性が極めて低い。5 大都市の建築物で最も低い。この下で石垣調査を行っているが、労働安全衛生法上、刑事的な問題になりかねない。延々と調査を行うのは危ない。議会からも 2022 年竣工で了解されており、スケジュールを守る。名古屋城は復元のフロントランナー。^⑤ [REDACTED] 先輩が残してくれた豊富な資料で本物の天守を今後 1000 年つないでいく。これは、任務だと思っている。
- ・バリアフリーについても様々技術があり、企業からも協力すると言われている。万里の長城やコロッセオにエレベーターがついているが、本質的なところには付けていない。^⑥ [REDACTED] [REDACTED]
- ・石垣部会の理解という大西課長との約束はまもる。是非 10 月の審議会を通して欲しい。
- ・学芸員の体制が弱かったのは確か。学芸員を増員し、調査研究センターを整備して行く。

(文化庁次長)

- ^⑦ [REDACTED] [REDACTED] 石垣部会の理解を得ることが大切。今までも技術的助言を行ってきた。これからも続けていく。

以 上

調查官： [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

蜂矢主幹：[REDACTED]
[REDACTED] 調査官：[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

片岡室長：[REDACTED]
[REDACTED] 調査官：[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

片岡室長：[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED] 調査官：[REDACTED]
片岡室長：[REDACTED]
[REDACTED] 調査官：[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

[illegible]

片岡室長：[REDACTED]
調査官：[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

片岡室長： [REDACTED]

調査官： [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
調査官： [REDACTED]
調査官： [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
片岡室長： [REDACTED]
調査官： [REDACTED]
[REDACTED]
蜂矢主幹： [REDACTED]
[REDACTED]
調査官： [REDACTED]
[REDACTED]
片岡室長： [REDACTED]
調査官： [REDACTED]
[REDACTED]

文化庁訪問＜平成30年9月25日（火）面談記録＞

訪問者 近藤生涯学習部長 片岡文化財保護室長
西野名古屋城総合事務所長

応対者 文化庁記念物課 山下主任調査官 平澤主任調査官

●文化庁の考え

①

[Redacted text block]

●文化審議会の日程

②

[Redacted text block]

●基本計画書の提出

③

[Redacted text block]

④

[Redacted text block]

●名古屋市幹部職員の訪問

⑤

[Redacted text block]

●その他

⑥ . [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

⑦ . [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

⑧ . [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

市長文化庁訪問＜平成 30 年 8 月 3 日(金)＞ ぶらさがりメモ

●市長ぶら下がりの内容

- ・今日は、次長さんと二人の調査官と面談した。文化庁からは、石垣部会の理解を得るようにとの宿題をもらっている。石垣を積む業者からもアドバイスを得て、特に天守台北面の孕みが危ないという、石垣部会の指摘がよく分かったので、1 か月ぐらいで今後の対応について文書をつくって石垣部会に説明し、理解を得たい。文化庁の宿題に対して、名古屋市として対応していることを説明した。
- ・名古屋市民の熱い期待がある。是非 10 月の審議会を通していただきたいとお願いした。
- ・文化庁からどんなコメントがあったのか？
⇒石垣部会の理解を得てください。技術的な助言は今までも行ってきており、今後行う。
- ・今業者の協力を得ている対応を検討していることは、石垣部会は承知しているのか？
⇒石垣部会には相談していない。
- ・石垣の孕み出しなどへの対応について、石垣部会の理解は得られると思うか？
⇒得られると思う。1 か月以内に石垣部会の理解を得る。
- ・文化庁は 9 月に復元検討委員会を開いてくれるのか？
⇒それはこちらでは何とも言えない。

●市長ぶら下がり後の名古屋城総合事務所長への取材

- ・1 か月でまとめる文書とは、どういう位置付けか？
⇒基本計画書の石垣保全の考え方を修正することを、考えている。

以 上

石垣保存の基本的な考え方と天守台石垣の保存方針（案）について

1 石垣保存の基本的な考え方

[Redacted text block]

2 天守台石垣保存に関する基本的な考え方

[Redacted text block]

(1) [Redacted text block]

(2) [Redacted text block]

(3) [Redacted text block]

3 天守台石垣保存方針

- (1) [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
- (2) [Redacted]
[Redacted]
- (3) [Redacted]
- (4) [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

4 城内石垣全体の保存に向けて

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

5 天守閣木造復元事業との関係

- [Redacted]
[Redacted]
- (1) [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
 - (2) [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
 - (3) [Redacted]
[Redacted]

名古屋城

石垣部会「市調査不十分」

4か月ぶり再開 国への計画提出不透明

名古屋市が2022年12月完成を目指す名古屋城天守閣の木造復元を巡り、市の有識者会議「石垣部会」が2日、約4か月ぶりに開かれた。部会では、復元の前提となる石垣の保全に向けた市の調査が不十分との意見が相次いだ。市が助言を仰ぐことになっている「文化財石垣保存技術協議会」についても、事態の早期好転には結びつかないとの認識が示され、復元を許可する国への計画提出のプロセスは、行き詰まっている。

この日の部会では、石垣保全に向けて市が新たに示した調査結果について「積み直された石垣の時期や範囲が定かでない」と批判が上がった。さらに、大天守台の上部の一部に江戸時代の石垣が残っている可能性が報告されると、「特別史跡の保存に影響を与える基礎構造の建物を建てることは根本的にできない」と、市が想定する木造天守閣を支える基礎の新設について否定的な意見が出た。

築城時から残る遺構として石垣を重視している文化庁は市に対し、計画提出の前提として石垣保全策に対する部会の理解を得ようとしている。市は部会の提言を受けて、城郭石垣の修復工事に取り組む「文化財石垣保存技術協議会」からコンサルタント2人をアドバイザーに迎え、事態の打開を図る考えだった。だが、石垣部会のメンバーは終了後、記者会見し、協議会への相談を提案したのは人手不足の解消や石垣修理の基本的な考え方を助言してもらったためだと説明。「何かが解決するわけではない」と突き放した。

30/102(土) 朝日朝刊

石垣傷めるなら…木造天守「計画見直す」

名古屋城天守木造化を巡り、名古屋市は2日、「建設計画を必要に応じて見直す」との方針を市の有識者会議「石垣部会」に示した。江戸時代から残る石垣を傷めると判断した場合、別の工法などを検討するという。石垣の保全を重視する同部会から木造化計画の了承を得られておらず、市が歩み寄った。市が計画しているのは、木造新天守を支えるコンクリート構造物を、天守台石垣の内側に埋め込む工法。これには石垣上部を外す必要があるが、石垣部会の千田嘉博委員（奈良大学教授）から「歴史的な構造を破壊し、史跡整備

名古屋市、有識者会議に歩み寄り

の原則から離れている」と強い反対を受けていた。市はこれまで「天守台上部に歴史的な石はない」とみていたが、今回、「江戸時代の石が残っている可能性が高い」とする調査結果を示し、方針を転換した。

市は10月中旬に文化庁から木造化の許可を得る予定だったが、石垣部会の了承を得られず、断念した。2022年末の完成を目指す河村たかし市長は、「文化財石垣保存技術協議会」（事務局・兵庫県姫路市）の助言を求めるなどとして、石垣部会との関係改善を図る考えを示している。

（岡田次）

301103(エ)
毎日朝刊

名古屋市

基本計画見直し検討

天守閣復元 工法、石垣毀損の恐れ

名古屋城天守閣の木造復元で、名古屋市は2日、工法を含めた基本計画の見直しを検討すると明らかにした。市の工法が、江戸時代から残る石垣を毀損する恐れがあると判明したため、抜本的な工法変更は、工期遅れや事業費高騰につながる可能性がある。

市は木造天守閣を支えるため、石垣の上部をいったん取り外し、コンクリートなどの構造物を埋め込む工法を想定している。石垣の上部は1945年の空襲後に積み直し、価値が低下したとみていたため。

しかし、市は2日に開かれた有識者会議「石垣部会」で、上部にも江戸時代の石垣が残っているとの調査結果を報告。奈良大の千田彌博教授（城郭考古学）は「今の（木造復元）計画は成り立つ余地がなく、根本から考え直さないといいけない」と指摘した。ほかにも天守閣西側の石垣の6割超に亀裂などがあり「保護措置が急務」とした。市は「詳しい調査をし、必要に応じて見直し」としている。

この日は市の分析データが不十分だとして有識者から不満が相次いだ。市は「文化財石垣保存技術協議会」（兵庫県姫路市）に石垣保全に関する助言をもらい、来年早々には石垣部会の理解を得たい考えだ。佐賀大の宮武正登教授（歴史考古学）は「協議会に相談する以前にやるべき山ほどある」との見解を示した。【三上剛輝】

石垣保全巡り批判相次ぐ

名古屋城復元で有識者

名古屋城天守閣の木造復元を巡り名古屋市は2日、石垣に関する有識者会議「石垣部会」を開いた。市が示した石垣保全策について、有識者からは「（石垣の）本質的な価値を十分に理解しているのか疑問」といった批判が続出。今年7月13日以来、約3カ月半ぶりの開催だったが、具体的な進展はなかった。

この日の会議では、有識者が石垣の確実な保全を強く求めた一方、市の担当者は「保全計画をしっかりと述べている」と述べた。

市は2022年末までに復元を完成させる計画。名古屋城は国の特別史跡で、現状変更には文化庁の許可が必要だが、石垣の保全策を含む基本計画書案がまとまっていないため、許可の見通しが立っていない。市はこれまで、完成目標を維持するには少なくとも10カ月の工期短縮が必要であることを明らかにしている。

この日は、天守閣に関する有識者会議も開いた。

301103(エ)
毎日朝刊

30/103(2)
朝日新聞

石垣に配慮 工法変更も 木造天守復元市が初言及

名古屋城天守の木造復元
事業で、名古屋市は「百、
有城会」に「石垣部会」を

市内で聞き、委員らが「重
なる石垣を築く」として
て資を求めていた木造天
守の基礎部分の工法を置
す市地盤に初めて着目し
た。この工法を巡っては部
会との意見が根本的に対立
し、市が文化庁から事業許
可を得るための計画を提出
できない背景の一つとな
っていた。

市の石垣保存計画では石
垣内部に基礎構造物を埋め
込む工法が採用され、その
過程では一部の石垣をいっ
たん取り外して埋め戻す。
市は「取り外す対象は昭和
期に積み重ねたものにと
どめる」との方針を示して
いたが、部会の委員らは工
法変更を求めていた。

市側はこの日、影響を及
ける部分に古期石垣が
埋まっているとの調査結果
の速報を提示し、「必要に
応じて工法の見直しを行
う」との方針を公表。委員
の千田孝博・奈良大教授は
「国の特別史跡としての本
質的な価値を持つ石垣を築
毀する工法は許さず認め
ない。必ず見直すべきだ」
とたたき。名古屋城総合
事務所の西野雄一所長は
「調査結果が確定した場合
は、工法の見直しを判断す
る可能性もある」と返答。

部会の側は、市が提示
した計画に委員の了承が得
られなかった旨以来、雄
正まつくりの計画を練った
ためだが、この日は石垣以
外の議題でも紛糾した。

一〇三年末の木造天守
完成を目指し市は、石垣補
修の技術に詳しい専門家集
団「文化財修復技術協議
会（文修協）」の助成を
得ることで十二月中旬に修
築を完了。来年一月には
部会の工事を取り上げたい
考え。部会の委員は、佐
賀大教授は意見で二年に
これだけ多くの問題をな
せるのだからと、懐疑
的な見方を示した。

(後編) 中山 梓

30/104(同)
朝日新聞

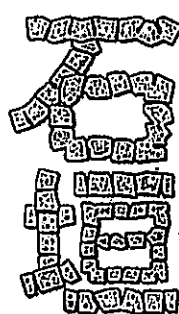
名古屋城天守の内部 ネットで公開

名古屋市は、5月に入場を終
止した名古屋城天守（名古屋市中
中区）の内部をデジタルの「ス
トリートビュー（SV）」で公開
できるようにした。市は天守
を木造復元する計画だが、完成
後もSVを見られるようにする

に委託し、博物館として使われ
ていた天守内部の地下1階～地
上7階を360度撮影した。利用
者はパソコンやスマホで、城内
を歩いているような感覚で閲覧
できる。
名古屋城天守は1945年の空襲
で焼失し、現天守は59年に鉄筋
コンクリート製で再建された。



＝名古屋市長提供



石垣にゾクゾク

天守なくても観光人気

城の天守を支える石垣の価値を窺
直す動きが広がっている。築城当時
の姿を今に伝え、歴史好きの女子
「歴女」が天守がない城跡だけでも
足を運ぶなど、人気を集めつつあ
る。一方で明治以降、石垣を補修
する職人は減少。各地の石垣は手入
れが行き届かず、災害で崩落する事
例が相次ぐ。国は石垣の保存技術
を、文化財を支える匠の技と認定
し、保全を後押ししている。

(垣見洋樹、谷盛巳)

各地で劣化、崩落

国は保全後押し

秋が深まった十月下旬の
平日、数十人の人波が賑々
と石垣を登っていた。女城
主で知られる岐阜県津和野市
の岩村城跡。樹木などは明治
期に取り壊され、今はこけ
むした石垣の上でススキが
風に揺らぐ。茶屋もない寂
れた場所だが、観光人気
が高まっている。

「こんなにすごい石垣を
どうやって山の上に造った
のか、どうして暮らした
のか。想像するのが楽し
い。」

歴女や産婦人科を上回る十位
に食い込んだ。ふもとの歴
史資料館で働く佐々木麻矢
さん(28)は「終戦後は軍だ
らけで誰も興味を持ってい
なかった。こんなに人気
になった。こんなに人に
出るとは」と驚きを隠さな
い。



観光地として人気を集める岩村城跡の石垣。岐阜県津和野市岩村町で

名古屋城の天守復元

評価見誤り 計画進まず

岡部会は、石垣の補修を天守完成
後に後回しする方針を批判し、関係
が紛糾。市は今秋に天守復元計画を
文化庁に提出するスケジュールだっ
たが、先延ばしになった。

市は今後、文化庁に提出された石
工などでつくる「文化財石垣保存技
術協議会(文石協)」の助言を受
け、石垣部会も納得する保全方法を
模索する。岡部会が市長は木造天
守の二〇二三年末完成にこだわって
いるが、石垣を巡る事業の遅れで、
目標に間に合わせるには最速十カ月
の工期圧縮が必要となった。

「どういふスケジュールでいくか、
文石協の人と話し合ってみないとわ
からない」と工期見直しの可能性に
含みを持たせる。

将来的に、全国の城跡で劣化や
耐震性不足に伴う建て替えが予想さ
れる中、第一号となる名古屋城の計
画は他の指標。文化庁も観光の魅
力と史跡としての価値の保全の両立
を求めている。

城跡人気の先駆けは、天
空の城で知られる兵庫県の
竹田城跡だ。CMなどの露
出効果で来場者は二〇〇五
年度の三万三千人から、一
七年度は十二万四千八人へ
と膨らんだ。

岐阜県中津川市の苗木城
跡は眺望の良さも話題とな
り、昨年の来場者は四年前
の五・五倍の七万七千人
に。石垣三成の城跡だった
岐阜県津和野市の佐和山城跡
はわずかに数回の石が移るの
みだが、三成をしのぶ歴史
七年度は十二万四千八人へ

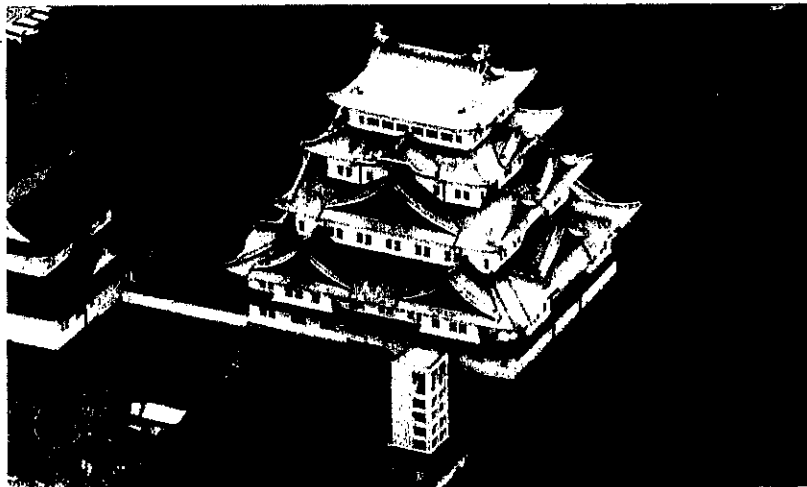


ファンが続々と訪れる。
「史実に忠実でない天守
や建物があるより、当時の
雰囲気を感じられていいと
思われる人が増えてきた」と
城跡考古学者の千田泰博さ
ん(56)。

しかし、天守が残る城も
含め、全国の石垣には危機
が迫る。明治以降、石垣
を補修する職人、石工が減
り、保守管理がおろそかに
なりもろくなった。近年、
熊本城は地震で、丸亀城

(香川県)は豪雨で石垣の
一部が崩落。対策が急務と
なっている。

文化庁は〇九年、石垣に
関する技術を一選定保存技
術に認定。一五年には
「石垣修繕のてびき」を作
成し、若い石工の育成支援
に力を入れる。崩落前の石
垣の写真やコンピュター
解析し、石をミリ単位の誤
差で以前の場所へ戻すな
ど、最新技術も導入されて
いる。



名古屋城 天守閣復元 樹齢400年以上のアカマツ使用へ

2018年11月6日 4時59分

名古屋のシンボル、名古屋城では天守閣の木造での復元が計画されていますが、天守閣のはりには、樹齢400年以上、高さ20m余りのアカマツの大木を岩手県内から伐採して使うことになりました。

名古屋市が進める名古屋城の天守閣の木造での復元計画をめぐっては、市議会などの手続きを経て、設計を請け負う大手建設会社「竹中工務店」が木材の調達を進めています。

天守閣には大きな木材が必要となりますが、岩手県奥州市にある「月山神社」が所有する山からアカマツの大木を伐採し、天守閣のはりに使うことになりました。

この木は樹齢400年以上、高さ20m余り、最も太い部分の直径が1m近くあります。

竹中工務店によりますと、近年の建設工事で使われる木材としては全国でも最大規模だということです。

名古屋城の天守閣の復元計画は石垣の保全について専門家の理解が得られず、工事の前提となる文化庁の許可が見通せない状況が続いていますが、名古屋市などは、許可を受けたあとに速やかに工事に着手できるよう木材の調達などの準備を進める方針です。

局長	所長	管 理 課	整 備 室
		 	  

平成 30 年 8 月 6 日

復 命 書

名古屋市長 河村たかし 様

名古屋城総合事務所
所 長 西野輝一

下記のとおり出張しましたので、報告いたします。

記

- 1 日 時 平成 30 年 8 月 3 日 (金)
- 2 用 務 文化庁次長との面談における市長随行
- 3 出張先 文部科学省 文化庁 (東京都千代田区霞が関 3-2-2)
- 4 面会者 文化庁次長 中岡 司
- 5 内 容 別紙のとおり

市長文化庁訪問＜平成 30 年 8 月 3 日(金)＞面談記録

●面談記録（文化庁次長、調査官（2人））

- ・文化庁からは石垣部会の了解をとるように言われている。石垣部会が言っているのは、天守台北面の孕み出しが危ないので、
。私も
積み直しはしない方がいいと認識していた。しかし、505億円の予算の中には45億円の石垣修復が含まれている。今のところ積み替えるかどうかは、さらに調査を進めて検討するとしている

- ・時期の問題はある。天守の荷重は石垣にはかけない。石垣をやってから天守では時間がかかり過ぎる。石垣の計画を見直して1か月ぐらいで石垣部会の先生に説明する。名古屋市民の熱い期待がある。郷土愛がある。

- ・現天守閣の耐震性が極めて低い。5大都市の建築物で最も低い。この下で石垣調査を行っているが、労働安全衛生法上、刑事的な問題になりかねない。延々と調査を行うのは危ない。議会からも2022年竣工で了解されており、スケジュールを守る。名古屋城は復元のフロントランナー。

先輩が
残してくれた豊富な資料で本物の天守を今後1000年つないでいく。これは、任務だと思っている。

- ・バリアフリーについても様々技術があり、企業からも協力すると言われている。万里の長城やコロッセオにエレベーターがついているが、本質的なところには付けていない。

- ・石垣部会の理解という大西課長との約束はまもる。是非10月の審議会を通して欲しい。

- ・学芸員の体制が弱かったのは確か。学芸員を増員し、調査研究センターを整備して行く。

(文化庁次長)

石垣部会の理解を得ることが大切。今までも技術的助言を行ってきた。これからも続けていく。

以 上

活用			
局長	所長	管理課長	保存整備室
			(室長)(課長)(係長)    (係) (矢形)   

平成30年9月11日

復 命 書

名古屋市長 河村たかし 様

観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室

主幹(天守閣整備)

蜂矢 祐介



主幹(名古屋城の文化財調査・研究)

片岡 進矢



主査(調査研究センター開設準備等担当)

栗本 規子



下記のとおり出張しましたので、報告いたします。

記

- 日時 平成30年9月10日(月) 16:30~17:50
- 用務 名古屋城天守閣整備に係る打合せ
- 出張先 文化庁記念物課(東京都千代田区)
- 対応者 文化庁記念物課
主任文化財調査官 平澤 毅氏
主任文化財調査官 山下 信一郎氏

5 内 容

(1) 石垣部会 WG の概要報告

- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]

(2) 復元検討委員会や文化審議会の日程は

- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]

(3) [REDACTED]

- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]

(4) [REDACTED]

- [REDACTED]

(5) [REDACTED]

- [REDACTED]
- [REDACTED]

局長	所長	管理活用課	保存整備室
		(課長)(係長)  	(室長)(係長)(村本)(栗本)       

平成 30 年 9 月 26 日

復 命 書

名古屋市長 河村たかし 様

名古屋城総合事務所
所 長 西野輝一

下記のとおり出張しましたので、報告いたします。

記

- 1 日 時 平成 30 年 9 月 25 日 (火)
- 2 用 務 文化庁との打ち合わせ
- 3 出張先 文部科学省 文化庁 (東京都千代田区霞が関 3-2-2)
- 4 面会者 文化庁記念物課 山下主任調査官
平澤主任調査官
- 5 内 容 別紙のとおり

文化庁訪問＜平成30年9月25日（火）面談記録＞

訪問者 近藤生涯学習部長 片岡文化財保護室長
西野名古屋城総合事務所長

応対者 文化庁記念物課 山下主任調査官 平澤主任調査官

●文化庁の考え

[Redacted text block]

●文化審議会の日程

[Redacted text block]

●基本計画書の提出

[Redacted text block]

●[Redacted text]

[Redacted text block]

●名古屋市幹部職員の訪問

[Redacted text block]

●その他

■ [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

■ [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

■ [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

支出命令書

歳 出

平成30年度	支出命令番号 0033601 内訳番号 01	
主管 081101 観光文化交流局 名古屋城総合事務所 (080001)		
予算種別 1 現年予算 科目コード 5016-012-090101 会計 07 名古屋城天守閣特別会計 款 01 名古屋城天守閣事業費 項 01 事業費 目 01 事業費 大事業 06 事業費 中事業 01 事業費 小事業 04 事務費等 節 09 旅費 細節 01 旅費 その他 細々節 01 旅費 その他	支出命令年月日 平成30年 8月 6日 支出負担行為年月日 当初 平成30年 8月 2日 変更 平成 年 月 日	
支出命令額		¥ 25,380 *
前渡金受領者 508110101 整理番号		
職氏名 前渡金受領者 観光文化交流局 名古屋城総合事務所管理活用課長 山本道子		
件名 08/03 (文化庁) 名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区 @ 25,380 × 1名		
支払先口座 口座種別 口座番号 口座名義人		
支出区分 6 確定前渡払 / 支払方法 1 口座振替 支出予定番号 支払期限 (期日) 平成30年 8月22日 *		
確 認 印	上記の金額を領収しました。 平成 年 月 日	
	職 氏名 名古屋市 (区) 会計管理者様	

執行機関	支出命令	命令主管	事業主管
	総務課	総務課	所長 管理活用課 課長 保研課室
出納機関	会計管理者	会 計 室 (区総務課)	
		    	



30. 8. 22

名古屋市会計管理室

備考1 科目が複数の場合は、内訳書を添付すること。

2 集合決裁書 (第44号様式) を添付した場合には、支出命令・命令主管・会計管理者・会計室 (区総務課) 欄の押印を要しない。



D23

旅費計算書A (資金交付用)

職 氏 名 名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所 所長 西野 輝一						区 分 確 定	
行政職給料表						級	号給 (行政職給料表 級相当)
月	日	曜	発着地及び経過地		鉄道賃(A)	船車賃(B)	航空賃(C)
8	3	金	名古屋 → 東京都区内		22,580 円	円	円
8	3	金	東京都区内 → 名古屋				
			→				
			→				
			→				
日 当(D)					宿泊料(E)		
2,800 × 1 日 = 2,800					×	泊 =	円
					×	泊 =	
					×	泊 =	
					×	泊 =	
旅行命令(依頼)			旅行期間		合 計(A+B+C+D+E) 円		
平成 30 年 8 月 2 日			0 泊 1 日		25,380		
用務及び 用 務 先		名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区(文化庁)					
概算払額(F)			円		精算額(G)		円 過不足額(G-F) 円
支払額(返納額)			円		特記事項 新幹線利用(繁忙期)		
25,380							

(記入上の注意)

- 1 用務先には、用務地まで明記する。
- 2 精算戻入するときは、金額頭部に△を付して支払額欄に記載する。
- 3 旅行依頼の場合にあっては、職名に代えて旅行者の住所を記載する。

※ 本書は、支出命令書又は戻入通知書に添付して下さい。

支出命令書

歳 出

平成30年度	支出命令番号 0047301 内訳番号 01	
主管 081101 観光文化交流局 名古屋城総合事務所 (080001)		
予算種別 1 現年予算 科目コード 5016-012-090101 会計 07 名古屋城天守閣特別会計 款 01 名古屋城天守閣事業費 項 01 事業費 目 01 事業費 大事業 06 事業費 中事業 01 事業費 小事業 04 事務費等 節 09 旅費 細節 01 旅費 その他 細々節 01 旅費 その他	支出命令年月日 平成30年 9月27日 支出負担行為年月日 当初 平成30年 9月 7日 変更 平成 年 月 日	
支出命令額		¥ 73, 140 *
前渡金受領者 508110101 整理番号		
職氏名 前渡金受領者 観光文化交流局 名古屋城総合事務所管理活用課長 山本道子		
件名 09/10 (文化庁) 名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区 @24, 480×2名 @24, 180×1名		
支払先口座 口座種別 口座番号 口座名義人		
支出区分 6 確定前渡払 支払方法 1 口座振替 支出予定番号 支払期限 (期日) 平成30年10月17日 *		
確 認 印 	上記の金額を領収しました。 平成 年 月 日 職 氏名 名古屋市 (区) 会計管理者様	

執行機関	支出命令	命令主管	事業主管
	総務課長	総務課長	所長 管理活用課 室長 保存整備室
出納機関	会計管理者	会 計 室 (区総務課)	   

備考1 科目が複数の場合は、内訳書を添付すること。

2 集合決裁書(第44号様式)を添付した場合には、支出命令・命令主管・会計管理者:会計室(区総務課)欄の押印を要しない。



D23

旅費計算書A (資金交付用)

職氏名 名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所 保存整備室 主幹 片岡 進矢						区 分 確 定		
行政職給料表 級 号給 (行政職給料表 級相当)								
月	日	曜	発着地及び経過地			鉄道賃(A)	船車賃(B)	航空賃(C)
9	10	月	名古屋 → 東京都区内			21,780 円	円	円
9	10	月	東京都区内 → 名古屋					
			→					
			→					
			→					
日 当(D) 2,700 × 1 日 = 2,700						宿泊料(E) × 泊 = 円		
						× 泊 =		
						× 泊 =		
						× 泊 =		
旅行命令(依頼) 平成 30 年 9 月 7 日			旅行期間 0 泊 1 日			合 計(A+B+C+D+E) 円 24,480 ✓		
用務及び 用 務 先		名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区(文化庁)						
概算払額(F) 円			精算額(G) 円			過不足額(G-F) 円		
支払額(返納額) 円 24,480			特記事項 新幹線利用(閑散期)					

(記入上の注意)

- 1 用務先には、用務地まで明記する。
- 2 精算戻入するときは、金額頭部に△を付して支払額欄に記載する。
- 3 旅行依頼の場合にあっては、職名に代えて旅行者の住所を記載する。

※ 本書は、支出命令書又は戻入通知書に添付して下さい。

旅費計算書A (資金交付用)

職氏名 名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所 保存整備室 主幹 蜂矢 祐介						区分 確定	
行政職給料表						級	号給 (行政職給料表 級相当)
月	日	曜	発着地及び経過地		鉄道賃(A)	船車賃(B)	航空賃(C)
9	10	月	名古屋	→ 東京都区内	21,780 円	円	円
9	10	月	東京都区内	→ 名古屋			
				→			
				→			
				→			
日 当(D) 2,700 × 1 日 = 2,700				宿泊料(E)	×	泊 =	円
					×	泊 =	
					×	泊 =	
					×	泊 =	
旅行命令 (依頼) 平成 30 年 9 月 7 日			旅行期間 0 泊 1 日		合 計 (A+B+C+D+E) 円 24,480		
用務及び 用 務 先		名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区 (文化庁)					
概算払額 (F)			精算額 (G)		過不足額 (G-F)		
支払額 (返納額) 24,480			特記事項 新幹線利用 (閑散期)				

(記入上の注意)

- 1 用務先には、用務地まで明記する。
- 2 精算戻入するときは、金額頭部に△を付して支払額欄に記載する。
- 3 旅行依頼の場合にあっては、職名に代えて旅行者の住所を記載する。

※ 本書は、支出命令書又は戻入通知書に添付して下さい。

旅費計算書A (資金交付用)

職 氏 名 名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所 保存整備室 主査 栗本 規子						区 分 確 定	
行政職給料表						級	号給 (行政職給料表 級相当)
月	日	曜	発着地及び経過地		鉄道賃(A)	船車賃(B)	航空賃(C)
9	10	月	名古屋	→ 東京都区内	21,780 円	円	円
9	10	月	東京都区内	→ 名古屋			
				→			
				→			
				→			
日 当(D) 2,400 × 1 日 = 2,400				宿泊料(E)	×	泊 =	円
					×	泊 =	
					×	泊 =	
					×	泊 =	
旅行命令(依頼) 平成 30 年 9 月 7 日			旅行期間 0 泊 1 日		合 計(A+B+C+D+E)円 24,180		
用務及び 用 務 先		名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区(文化庁)					
概算払額(F)			円		精算額(G)		円
					過不足額(G-F)		
支払額(返納額)			円		特記事項 新幹線利用(閑散期)		
24,180							

(記入上の注意)

- 1 用務先には、用務地まで明記する。
- 2 精算戻入するときは、金額頭部に△を付して支払額欄に記載する。
- 3 旅行依頼の場合にあっては、職名に代えて旅行者の住所を記載する。

※ 本書は、支出命令書又は戻入通知書に添付して下さい。

支出命令書

歳 出

平成30年度	支出命令番号 0047001 内訳番号 01	
主管 081101 観光文化交流局 名古屋城総合事務所 (080001)		
予算種別 1 現年予算 科目コード 5016-012-090101 会計 07 名古屋城天守閣特別会計 款 01 名古屋城天守閣事業費 項 01 事業費 目 01 事業費 大事業 06 事業費 中事業 01 事業費 小事業 04 事務費等 節 09 旅費 細節 01 旅費 その他 細々節 01 旅費 その他	支出命令年月日 平成30年 9月27日 支出負担行為年月日 当初 平成30年 9月21日 変更 平成 年 月 日	
支出命令額		¥ 7 3 , 6 4 0 *
前渡金受領者 508110101 整理番号		
職氏名 前渡金受領者 観光文化交流局 名古屋城総合事務所管理活用課長 山本道子		
件名 09/25 (文化庁) 名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区 @24, 580×2名 @24, 480×1名		
支払先口座 口座種別 口座番号 口座名義人		
支出区分 6 確定前渡払 支出予定番号		支払方法 1 口座振替 支払期限 (期日) 平成30年10月17日 *
確認印 	上記の金額を領収しました。平成 年 月 日 職 氏名 名古屋市 (区) 会計管理者様	

執行機関	支出命令	命令主管	事業主管
	総務課長	総務課	所長 課長 管理課長 室長 係長 係長 係長
出納機関	会計管理者	会計室 (区総務課)	
		      	
		平成30年10月17日 30.10.17 名古屋市会計管理課	

備考1 科目が複数の場合は、内訳書を添付すること。

2 集合決裁書 (第44号様式) を添付した場合には、支出命令・命令主管・会計管理者・会計室 (区総務課) 欄の押印を要しない。

D23



旅費計算書A (資金交付用)

職氏名 名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所 所長 西野 輝一						区分 確定	
行政職給料表 級 号給 (行政職給料表 級相当)							
月	日	曜	発着地及び経過地		鉄道賃(A)	船車賃(B)	航空賃(C)
9	25	月	名古屋 → 東京都区内		21,780 円	円	円
9	25	月	東京都区内 → 名古屋				
			→				
			→				
			→				
日 当(D) 2,800 × 1 日 = 2,800					宿泊料(E)	×	泊 = 円
						×	泊 =
						×	泊 =
						×	泊 =
旅行命令(依頼) 平成 30 年 9 月 21 日			旅行期間 0 泊 1 日		合 計(A+B+C+D+E)円 24,580		
用務及び 用 務 先		名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区(文化庁)					
概算払額(F) 円			精算額(G) 円			過不足額(G-F) 円	
支払額(返納額) 円 24,580			特記事項 新幹線利用(閑散期)				

(記入上の注意)

- 1 用務先には、用務地まで明記する。
- 2 精算戻入するときは、金額頭部に△を付して支払額欄に記載する。
- 3 旅行依頼の場合にあっては、職名に代えて旅行者の住所を記載する。

※ 本書は、支出命令書又は戻入通知書に添付して下さい。

旅費計算書A (資金交付用)

職 氏 名 教育委員会生涯学習部 部長 近藤 世津子										区 分 確 定	
行政職給料表 級 号給 (行政職給料表 級相当)											
月	日	曜	発着地及び経過地					鉄道賃(A)	船車賃(B)	航空賃(C)	
9	25	月	名古屋 → 東京都区内					21,780 円	円	円	
9	25	月	東京都区内 → 名古屋								
			→								
			→								
			→								
日 当(D) 2,800 × 1 日 = 2,800							宿泊料(B)	×	泊 =	円	
								×	泊 =		
								×	泊 =		
								×	泊 =		
旅行命令(依頼) 平成 30 年 9 月 21 日			旅行期間 0 泊 1 日			合 計(A+B+C+D+E) 円 24,580					
用務及び 用 務 先		名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区(文化庁)									
概算払額(F) 円			精算額(G) 円			過不足額(G-F) 円					
支払額(返納額) 円 24,580			特記事項 新幹線利用(閑散期)								

(記入上の注意)

- 1 用務先には、用務地まで明記する。
- 2 精算戻入するときは、金額頭部に△を付して支払額欄に記載する。
- 3 旅行依頼の場合にあっては、職名に代えて旅行者の住所を記載する。

※ 本書は、支出命令書又は戻入通知書に添付して下さい。

旅費計算書A (資金交付用)

職氏名 教育委員会生涯学習部文化財保護室 室長 片岡 進矢						区分 確定	
行政職給料表						級	号給 (行政職給料表 級相当)
月	日	曜	発着地及び経過地		鉄道賃(A)	船車賃(B)	航空賃(C)
9	25	月	名古屋 → 東京都区内		21,780 円	円	円
9	25	月	東京都区内 → 名古屋				
			→				
			→				
			→				
日 当(D) 2,700 × 1 日 = 2,700					宿泊料(E) × 泊 = 円 × 泊 = × 泊 = × 泊 =		
旅行命令(依頼) 平成 30 年 9 月 21 日			旅行期間 0 泊 1 日		合 計(A+B+C+D+E) 円 24,480		
用務及び 用 務 先		名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区(文化庁)					
概算払額(F) 円			精算額(G) 円		過不足額(G-F) 円		
支払額(返納額) 円 24,480			特記事項 新幹線利用(閑散期)				

(記入上の注意)

- 1 用務先には、用務地まで明記する。
- 2 精算戻入するときは、金額頭部に△を付して支払額欄に記載する。
- 3 旅行依頼の場合にあっては、職名に代えて旅行者の住所を記載する。

※ 本書は、支出命令書又は戻入通知書に添付して下さい。

市長文化庁訪問＜平成 30 年 8 月 3 日(金)＞面談記録

●面談記録（文化庁次長、調査官（2人））

- ・文化庁からは石垣部会の了解をとるように言われている。石垣部会が言っているのは、天守台北面の孕み出しが危ないので、
。私も
積み直しはしない方がいいと認識していた。しかし、505億円の予算の中には45億円の石垣修復が含まれている。今のところ積み替えるかどうかは、さらに調査を進めて検討するとしている
- ・時期の問題はある。天守の荷重は石垣にはかけない。石垣をやってから天守では時間がかかり過ぎる。石垣の計画を見直して1か月ぐらいで石垣部会の先生に説明する。名古屋市民の熱い期待がある。郷土愛がある。
- ・
。
- ・現天守閣の耐震性が極めて低い。5大都市の建築物で最も低い。この下で石垣調査を行っているが、労働安全衛生法上、刑事的な問題になりかねない。延々と調査を行うのは危ない。議会からも2022年竣工で了解されており、スケジュールを守る。名古屋城は復元のフロントランナー。
先輩が残してくれた豊富な資料で本物の天守を今後1000年つないでいく。これは、任務だと思っている。
- ・バリアフリーについても様々技術があり、企業からも協力すると言われている。万里の長城やコロッセオにエレベーターがついているが、本質的なところには付けていない。
- ・
。
- ・石垣部会の理解という大西課長との約束はまもる。是非10月の審議会を通して欲しい。
- ・学芸員の体制が弱かったのは確か。学芸員を増員し、調査研究センターを整備して行く。

（文化庁次長）

- ・
石垣部会の理解を得ることが大切。今までも技術的助言を行ってきた。これからも続けていく。

以 上

市長文化庁訪問＜平成 30 年 8 月 3 日(金)＞ ぶらさがりメモ

●市長ぶら下りの内容

- ・今日は、次長さんと二人の調査官と面談した。文化庁からは、石垣部会の理解を得るようにとの宿題をもらっている。石垣を積む業者からもアドバイスを得て、特に天守台北面の孕みが危ないという、石垣部会の指摘がよく分かったので、1 か月ぐらいで今後の対応について文書をつくって石垣部会に説明し、理解を得たい。文化庁の宿題に対して、名古屋市として対応していることを説明した。
- ・名古屋市民の熱い期待がある。是非 10 月の審議会を通していただきたいとお願ひした。
- ・文化庁からどんなコメントがあったのか？
⇒石垣部会の理解を得てください。技術的な助言は今までも行ってきており、今後も行ふ。
- ・今業者の協力を得ている対応を検討していることは、石垣部会は承知しているのか？
⇒石垣部会には相談していない。
- ・石垣の孕み出しなどへの対応について、石垣部会の理解は得られると思うか？
⇒得られると思う。1 か月以内に石垣部会の理解を得る。
- ・文化庁は 9 月に復元検討委員会を開いてくれるのか？
⇒それはこちらでは何とも言えない。

●市長ぶら下り後の名古屋城総合事務所長への取材

- ・1 か月でまとめる文書とは、どういう位置付けか？
⇒基本計画書の石垣保全の考え方を修正することを、考えている。

以 上

文化庁打合せメモ

日 時 9月10日午後4時30分から

場 所 文化庁記念物課

出席者 文化庁 山下主任調査官、平澤主任調査官

名古屋市 片岡室長、蜂矢主幹、栗本主査

内 容

片岡室長：(石垣部会 WG の資料 5 を提示して概要報告)

調査官：

[Redacted text block]

調査官：

調査官：

片岡室長：

調査官：

調査官：

調查官：[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

蜂矢主幹：

[REDACTED] 調查官： [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

片岡室長：

調查官：

片岡室長：[REDACTED]

調查官：[REDACTED]

片岡室長：

調查官：[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

片岡室長：

[illegible]

片岡室長：

調查官：[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

片岡室長： [REDACTED]

調査官： [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]
[REDACTED]

[REDACTED]

調査官： [REDACTED]

調査官： [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

片岡室長： [REDACTED]

調査官： [REDACTED]

[REDACTED]

蜂矢主幹： [REDACTED]

[REDACTED]

調査官： [REDACTED]

[REDACTED]

片岡室長： [REDACTED]

調査官： [REDACTED]

[REDACTED]

文化庁訪問＜平成30年9月25日（火）面談記録＞

訪問者 近藤生涯学習部長 片岡文化財保護室長
西野名古屋城総合事務所長

応対者 文化庁記念物課 山下主任調査官 平澤主任調査官

●文化庁の考え

[REDACTED]

●文化審議会の日程

[REDACTED]

●基本計画書の提出

[REDACTED]

● [REDACTED]

●名古屋市幹部職員の訪問

[REDACTED]

●その他

■ [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

■ [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

■ [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]